

浄化槽清掃業許可証

住 所 志布志市有明町伊崎田5687番地
氏 名 株式会社 大隅衛生志布志
代表取締役 梶井 聡司

令和7年5月22日付で申請のあった浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第2項の規定により下記条件を付して許可します。

令和7年5月22日

大崎町長 東 靖 弘



記

- 1 種類 浄化槽清掃業
- 2 取扱区域 大崎町内全域
- 3 搬入場所 浄化槽汚泥：曾於南部厚生事務組合 衛生センター
- 4 許可期間 令和7年7月1日から令和9年6月30日まで
- 5 遵守事項 浄化槽法に規定する基準及び管理者に定める基準を遵守することはもちろん、当該浄化槽の機能が最大限に発揮されるように善良業者としての自覚を持って、維持管理に当たること。

株式会社大隅衛生志布志
代表取締役 梶井聡司様

志布志市長 下平晴行



浄化槽清掃業許可証

令和7年5月22日付けで申請のあった浄化槽清掃業の許可については、下記のとおり許可します。

記

事業所の所在地 及び名称	鹿児島県志布志市有明町伊崎田5687番地 株式会社大隅衛生志布志 代表取締役 梶井 聡司
区 域	志布志市全域
許可の期間	令和7年7月1日 から 令和9年6月30日 まで
条件	1 業務遂行に当たっては、関係法令、条例等の規定を遵守し、かつ、市長の指示に従わなければならない。 2 業務遂行に当たっては、従業者に従業者証を発行するとともに、常に従業者証を携帯させ、関係人の請求があったときは、これを提示させなければならない。